

## 春は異動のシーズンです。国民年金の手続きは忘れずに！

### 【こんなときは手続きが必要です】

国民年金の種別が変わったら手続きが必要です。手続きをしなかった場合は、年金を受け取れなくなる場合もありますので、必ず忘れずに手続きをしましょう。

こんなとき	どうする	届出先
60歳前に会社を退職したとき	第1号被保険者への種別変更の手続き（被扶養配偶者も同様）	市役所市民課・各地域局
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続き	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者への種別変更の手続き	市役所市民課・各地域局
配偶者が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続き	配偶者の新しい勤務先

### 【学生のみなさんは「学生納付特例」の申請を忘れずに！】

学生で本人の前年所得が基準額以下の方を対象に、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。ご希望の方は、忘れずに手続きをしてください。

※平成22年度分の承認を受けている方についても、平成23年度分の申請が必要です。

#### 【対象者】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在籍する学生（一部非該当となる学校があります）

#### 【申請方法】

市役所市民課または各地域局に年金手帳、学生証（両面コピー可）または在学証明書、印鑑を持参して、手続きをしてください。平成22年度分は4月28日までに手続きをする必要があります。

1月下旬頃までに学生納付特例の申請をして承認を受けている方で、引き続き同じ学校に在学予定の方には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が3月下旬から4月上旬に送付されていますので、学生納付特例を希望される方は、必要事項を記入して返送してください。

※2月以降に申請された方やハガキが届かなかった方、学校等の変更がある方は、窓口で手続きをお願いします。

【お問い合わせ】 市役所市民課（☎ 662-3165）

## 養父警察署からのお願い

### 車上ねらいにご注意を!! ～短時間でも、車にロックを～

車内の鞆等が盗まれる車上ねらいが、養父市内でも多発しています。

盗まれた被害はわずかでも、鍵穴やガラスを壊され修理費が多額になることもあります。

次のことに十分に気をつけて車上ねらい等を未然に防ぎましょう。

- 各種カード、カバン等の貴重品を車内に置いたままにしない。
- 車から離れるときは、窓を完全に閉め、ドアのロックを確実に行う。
- 路上駐車をやめ、防犯設備の整った駐車場を利用する。

不審者を見つけたら、110番か養父警察署（☎ 662-0110）に通報を!!